

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
平成30年10月30日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800075号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800053号

## 第1 結論

昭和54年4月から同年7月1日までの期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

昭和54年10月1日から同年11月下旬までの期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和54年4月から同年7月1日まで  
② 昭和54年10月1日から同年11月下旬まで

高校を卒業後、昭和54年4月の途中にA事業所に就職し、昭和54年11月下旬まで勤務した。しかし、勤務した期間と厚生年金保険の被保険者期間が相違しているため、調査をして年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、A事業所における複数の同僚に対して、請求者の同事業所に係る勤務について照会したところ、請求者を記憶する同僚は、請求者が昭和54年4月より勤務していたと回答しており、日付を特定することはできないものの、請求者が同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、上述の請求者を記憶している同僚は、A事業所における自身の勤務について、昭和54年4月より正職員として勤務したと回答しているものの、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、請求者と同日の昭和54年7月1日となっており、請求者と同様に請求期間①において被保険者記録がなく、当時、同事業所においては、正職員が使用されるようになった日を被保険者資格の取得年月日として届出していなかったことがうかがえる上、当該同僚は、被保険者記録がない期間については給与から厚生年金保険料が控除されていなかった旨陳述している。

請求期間②について、請求者は、昭和54年11月下旬にA事業所の事業主に対して、当月末にて退職することを申し出たところ、事業主より明日から出勤しなくてよいと言われて辞めた旨主張している。

しかしながら、上述の請求者を記憶している同僚は、請求者がA事業所を突然辞めたことを記憶しているものの、請求者の退職日については日付を覚えておらず、昭和54年の秋頃まで勤務していたと回答及び陳述している。

また、請求期間①及び②について、請求者は、A事業所に係る給与明細書等の資料を所持していないところ、同事業所の事業主は、既に死亡しており、当該事業主の親族も請求期間当時の資料を保管していない旨陳述している上、同事業所より継続して厚生年金保険の適用事業所となっているB事業所も請求期間当時の資料の保管はなく、請求者の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について不明と回答している。

さらに、請求期間①及び②について、請求者は、自身が卒業した高等学校において担任であった教師又は同校が、請求者のA事業所における在籍を確認できる資料を保管しているのではないかと主張しているところ、請求者が担任の教師であったとする者は、当該資料を保管していない旨陳述している上、現在の同校の事務担当者も当該資料を保管していない旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。